大阪府立懐風館高等学校ホームページバナー広告募集について

大阪府立懐風館高等学校では、平成３０年度からホームページへのバナー広告を募集して います。

○ 広告の掲載位置 懐風館高等学校ホームページのトップページに掲載します。

○ 広告の規格

大きさ 幅：１７５ピクセル 横：５５ピクセル 以下 容量２０ＫＢ以下 形式 JPEG 形式（アニメーションは不可）

○ 広告料

広告１件につき月額２，０００円 広告掲載期間は、原則として１年間（更新可能）

○ 募集期間 随時

○ 広告内容の審査 広告の内容について、大阪府が定める基準に基づき審査があります。

○ 掲載までの流れ

① 広告掲載申込書に必要事項を記入のうえ、大阪府立懐風館高等学校までお送りくださ い。

郵送、電子メール、FAX いずれの方法でも結構です。

② お申込み後、２週間以内に、掲載決定（又は不承認）の通知をお送りします。

③ バナー広告の原稿（画像）を提出してください。

④ お送りする納入通知書で広告料を指定する日までにお支払ください。

⑤ 掲載開始日に、ホームページに掲載されたことをご確認ください。

○ 広告掲載申込書ダウンロード

[メール送付用ドキュメントファイル](http://www.osaka-c.ed.jp/senyo/top_banner/banner_mousikomi.doc)

○ お問い合わせ・送付先

電話又は E メールでお問い合わせください。 連絡（送付）先：

〒583-0847 羽曳野市大黒７７６

大阪府立懐風館高等学校 事務室（松田）

℡：（072）957-0001 fax：（072）957-4649 E メール：[kaifukan-hs@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kaifukan-hs@sbox.pref.osaka.lg.jp)

○ その他詳細な事項

・[大阪府広告事業要綱](http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukoku/yoko.html)（外部ページ）

・[大阪府広告事業掲載基準](http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukoku/kijun.html)（外部ページ）

・[大阪府ホームページ広告掲載要領](http://www.pref.osaka.lg.jp/koho/ba_kokoku/keisaiyoryo.html)（外部ページ）

※ 次頁の「大阪府立懐風館高等学校広告等掲載要領」も、必ずご覧ください。

（参 考）

主に、在校生及びその保護者、卒業生、PTA、後援会会員、中学生及びその保護者が アクセス

広告を掲載していただくことで、アクセス者の広告主への関心や親近感が高まります。

大阪府立懐風館高等学校広告等掲載要領

（趣旨）

第１条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）、大阪府広告事業掲載 基準（以下「掲載基準」という。）及び大阪府ホームページ広告掲載要領（以下「掲 載要領」という。）に定めるもののほか、大阪府立懐風館高等学校ホームページ（以 下「懐風館高校ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定める ものとする。

（広告の種類）

第２条 懐風館高校ホームページに掲載する広告は、バナー広告（懐風館高校ホームページ内 に表示される広告画像で掲載者の指定する WEB ページにリンクするもの）とする。

（広告の掲載位置及び枠数）

第３条 懐風館高校ホームページにおいて広告を掲載する位置及び広告の枠数は、大阪府立懐風館高等学校長（以下「校長」という。）が定める。

（掲載できない広告）

第４条 次のいずれかに該当する広告は掲載できない。

（１）要綱第３条、掲載基準又は掲載要領に沿わないもの

（２）青少年の健全な育成を阻害し、又はその恐れがあるもの

（３）教科用図書の発行者

（４）学習塾、私立学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）その他これらの業種に 準ずるもの

（５）その他、懐風館高校の運営に支障を及ぼすおそれがあるなどにより、校長が不適当と認めるもの

（広告掲載の決定）

第５条 広告の掲載申し込みがあったときは、教頭、事務長、首席が内容を審査した後、 校長が広告の掲載の可否を決裁する。

２ 校長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、申込者に対しその決定 内容を通知する。

（その他）

第６条 この要領に定めるもののほか、広告等の掲載に関し必要な事項は、校長が定める。

附則 この要領は、平成３０年１１月●●日から施行する。